

見 積 依 頼 書

下記のとおり見積り合わせに付します。
令和8年2月10日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長
井上 隆一郎

記

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 件 名 自動車車検整備等
(2) 数量及び規格 別紙-1 仕様書のとおり
(3) 履行場所 受注者指定場所（神奈川県警察本部半径15km圏内）
(4) 履行期限 令和8年3月19日(木)
(5) 見積書提出方法等 見積合わせ事項書で示す様式の見積書に見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載し、下記の締切日時までに提出すること。
本案件は、「電子調達システム」（政府調達（GEPS））対象調達案件である。
ただし、「電子調達システム」により難い場合には、紙、電子メールによる見積書の提出ができるものとする。

2 見積り合わせに参加する者に必要な内閣府競争参加資格（全省庁統一資格） なし

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場 所 神奈川県横浜市中区海岸通2-4（神奈川県警察本部14階）
関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 045-211-1212
(2) 交 付 方 法 本公告日から上記3(1)の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」（政府電子調達（G E P S）<https://www.p-portal.go.jp/>）から入手することもできる。
(3) 日 時 令和8年2月10日から令和8年2月24日まで（土日、祝日を除く）
(上記期間の8時30分から17時15分の間)

4 見積書の提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4(2)に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難い場合には、3(1)に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
(2) 日 時 令和8年2月24日(火) 17時15分

5 見積り合わせ日

令和8年2月25日(水) 9時30分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 荷造運賃等は請負業者の負担とする。
(2) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
(3) 見積合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。

8 問合わせ先

関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 045-211-1212
Mail kanagawa.CGA@npa.go.jp

見積合せ事項書

1 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

関東管区警察局神奈川県情報通信部長 井上 隆一郎

2 調達内容

(1) 件名

自動車車検整備等

(2) 数量及び規格

別紙一 仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）

(4) 履行場所

受注者指定場所（神奈川県警察本部半径15km圏内）

3 見積りの方法

(1) 見積りは、本調達に要する一切の諸経費を含めた金額を見積るものとする。

(2) 契約締結に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額（車検にかかる自賠責保険料及び自動車重量税（非課税分）を除く）の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、見積合わせに参加する者（以下「参加者」という。）は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（消費税金額を含む）を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書の提出を行ったものは、再度の提出を求めない。

4 契約の相手方の決定方法

契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

5 参加者に必要な資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 見積書提出場所等

(1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時

場 所 神奈川県横浜市中区海岸通2-4

関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係

ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。

日 時 令和8年2月10日（火）から令和8年2月24日（火）まで（土日、祝日を除く）

（上記期間の8時30分から17時15分の間）

(2) 見積書等の提出場所及び期限

場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。

ただし、電子調達システムにより難い場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。

期 限 令和8年2月24日（火）まで（土日、祝日を除く）

（上記期間の8時30分から17時15分の間）

(3) 見積合わせ日時

令和8年2月25日（水）9時30分

(4) 見積書の提出方法

① 見積書は、見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。

ただし、「電子調達システム」により難い場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。

② 見積書の様式は問わないが、別紙－2の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。

③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不當に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

オ 錯誤により提出されたと認められる見積書

カ 提出期限までに到達しなかった見積書

キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書

(6) 見積合わせ

① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

③ 最低価格の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い、「くじ引き」を実施する。

④ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

⑤ 当該見積価格が当部の基準を下回った場合は、決定を保留の上、低価格に関する調査（以下、「低入札価格調査」という。）を実施するので、低入札価格調査の対象となる者（以下、「調査対象者」という。）は、当該価格により見積もった理由、仕様内容の理解等、当該契約の履行体制、履行中であるその他の契約状況、過去における同種契約の履行状況及び経営状況その他当庁が必要と認める事項についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

資料提出に応じない場合又は提出された資料の内容が不十分な場合には説明を求める。資料提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合がある。

⑥ 低入札価格調査の結果、調査対象者が「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものと認められるとき、又は「その者との契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当である」ものと認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みがあった他の見積業者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

会計法令等に基づき、契約金額により、契約書又は請書が必要な場合は作成する。

8 その他

(1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。

(2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

(4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

(6) 作業はすべて仕様書等に基づくものであり、発注者が行う検査を受けなければならない。

9 問合せ先

(1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局神奈川県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 045-211-1212

Mail kanagawa.CGA@npa.go.jp

時間 平日8:30～17:15

（土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）

(2) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

仕様書

件名	自動車車検整備等
整備車両	別表のとおり
契約期間	契約締結日から令和8年3月19日(木) なお、車検については別表記載の車検満了日までに実施すること。
履行場所	受注者指定場所

1 概要

本仕様書は、関東管区警察局神奈川県情報通信部(以下「甲」という。)が発注する「自動車車検整備等」に適用するものとし、車検整備等に関する法令に定めるものほか、本仕様書によるものとする。

2 作業内容

- (1) 道路運送車両法第48条に基づく定期点検整備、同法第62条に基づく継続検査(車検)とする。
- (2) 受注者(以下「乙」という。)は、道路運送車両の保安基準及び本仕様書に基づき当該車両の安全及び機能を維持する上で必要となる整備等を行うものとする。
- (3) 乙は、本仕様書に基づく整備等により、本仕様書に無い当該車両の安全及び機能を維持するうえで修理、交換を必要とする故障箇所を発見した場合は、甲と協議することとする。
- (4) 整備等の点検項目及び指定する消耗品の交換部品は別表のとおり。
- (5) 自動車重量税は、当該車両の額を乙が代行納付すること。
- (6) 自動車損害賠償責任保険料は、当該車両の額を乙が代行納付すること。
- (7) 乙は契約締結後に継続検査申請書を甲に配布し、甲は継続検査申請書へ記入・押印後、車検手続の妨げにならないように乙へ提出する。

3 使用部品等

整備等で使用する部品は、純正品又は同等品(メーカー推奨品)の新品とする。

4 検査

下記の書面をもって検査を行う。

- (1) 道路運送車両法に基づく継続検査については、自動車検査証及び点検済検査標章
- (2) 道路運送車両法及び自動車点検基準に基づく定期点検整備については、定期整備記録

5 車両の受渡及び保管

- (1) 車両の受渡場所は、乙の指定場所とする。(神奈川県警察本部半径15km圏内)
- (2) 整備等依頼をうけた車両の保管について、乙は善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

6 支払

検査合格後、適法な請求書を受領した日から30日以内に受注者へ支払う。

7 保証

乙は、納入後6ヶ月以内に整備等の欠陥によるとみなされる故障が発生した場合は、無償修理に応じること。

8 その他

- (1) 本仕様書にかかる整備等について疑義を生じた場合は、甲と乙で協議のうえ決定するものとする。
- (2) 発生した撤去品は、適法に処理すること。

別表

1-1 整備車両(車検)

登録番号	車種(車台番号)	初度登録	車検満了日	種別	備考
横浜305ま9973	ニッサン エクストレイル (6AA-SNT33)	R5.3.10	R8.3.9	普通乗用 緊急自動車	エンジンオイル 5.1L
横浜305と2508	スズキ エスクード (4BA-YEA1S)	R3.3.16	R8.3.15	普通乗用 緊急自動車	エンジンオイル 3.3L
横浜305と2509	スズキ エスクード (4BA-YEA1S)	R3.3.16	R8.3.15	普通乗用 緊急自動車	エンジンオイル 3.3L
横浜400み5099	ニッサン キャラバン (LDF-VW6E26)	H30.3.20	R8.3.19	小型貨物 緊急自動車	エンジンオイル 7.8L

1-2 点検項目表

点 檢 項 目			
1 かじ取り装置	6 電気装置		
2 制動装置	7 原動機		
3 走行装置	8 ばい煙、悪臭のあるガス、 有害なガス等の発散防止装置		
4 緩衝装置	9 附属装置等		
5 動力伝達装置			

※ 各点検項目の詳細は、定期点検整備記録簿に記載のとおり。

1-3 指定する消耗品の交換部品

- (1) エンジンオイル
- (2) オイルエレメント
- (3) ブレーキオイル
- (4) クーラント(2508のみ)
- (5) ウオッシャー液(2508のみ)
- (6) フロントワイパーゴム(2509のみ)

別表

2-1 整備車両(12ヶ月点検)

登録番号	車種(車台番号)	初度登録	種別	備考
横浜302る8200	ニッサン エクストレイル (CBA-TNT31)	H22.1.26	普通乗用 緊急自動車	エンジンオイル 4.8L

2-2 点検項目表

点 檢 項 目				
1	かじ取り装置	5	電気装置	
2	制動装置	6	原動機	
3	走行装置	7	附属装置等	
4	動力伝達装置			

※ 各点検項目の詳細は、定期点検整備記録簿に記載のとおり。

2-3 指定する消耗品の交換部品

- (1) エンジンオイル
- (2) オイルエレメント

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

件名 自動車車検整備等

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を除く)
内 訳

品 名	数量	金 額
自動車車検整備等	1 式	
自賠責保険料	1 式	
自動車重量税	1 式	

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日
作成日を記載

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局神奈川県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

件名 自動車車検整備等

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	<input type="radio"/>					

↑ 金額の頭に¥マークを入れる

↑ (消費税及び地方消費税を除く)

下記内訳の合計額を記載

内 訳

品 名	数量	金 額
自動車車検整備等	1式	
自賠責保険料	1式	
自動車重量税	1式	

電子くじ番号

--	--	--

同額となった場合のくじに使用するため、任意の番号3桁を記載すること。